M００５－２　仮着（ブリッジ）（１装置につき）
　１　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点
　２　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点
M００６　咬合採得
　１　歯冠修復（１個につき）　16点
　２　欠損補綴（１装置につき）
　　イ　ブリッジ
　　⑴　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　74点
　　⑵　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　148点
　　ロ　有床義歯
　　⑴　少数歯欠損　55点
　　⑵　多数歯欠損　185点
　　⑶　総義歯　280点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
M００７　仮床試適（１床につき）
　１　少数歯欠損　40点
　２　多数歯欠損　100点
　３　総義歯　190点
　注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
M００８　ブリッジの試適
　１　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点
　２　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点
（歯冠修復）
M００９　充填（１歯につき）
　１　充填１
　　イ　単純なもの　102点
　　ロ　複雑なもの　154点
　２　充填２
　　イ　単純なもの　57点
　　ロ　複雑なもの　105点
　注１　歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は１により、それ以外は２により算定する。
　　２　１の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれる。
M０１０　金属歯冠修復（１個につき）
　１　インレー
　　イ　単純なもの　190点
　　ロ　複雑なもの　284点
　２　４分の３冠（前歯）　370点
　３　５分の４冠（小臼歯）　310点
　４　全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）　454点
　注１　２について、前歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。
　　２　３については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。
　　３　３について、臼歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。
M０１１　レジン前装金属冠（１歯につき）　1,174点
M０１２及びM０１３　削除
M０１４　ジャケット冠（１歯につき）　390点
M０１５　硬質レジンジャケット冠（１歯につき）　750点
M０１５－２　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）　1,200点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置）を用いて、小臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。
M０１６　乳歯金属冠（１歯につき）　200点
M０１６－２　小児保隙装置　600点
　注１　クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
　　２　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
（欠損補綴）
M０１７　ポンティック（１歯につき）　434点
　注１　レジン前装金属ポンティックは、746点を所定点数に加算する。
　　２　金属裏装ポンティックは、320点を所定点数に加算する。
M０１８　有床義歯
　１　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　570点
　　ロ　５歯から８歯まで　700点
　　ハ　９歯から11歯まで　930点
　　ニ　12歯から14歯まで　1,350点
　２　総義歯（１顎につき）　2,110点
M０１９　熱可塑性樹脂有床義歯
　１　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　670点
　　ロ　５歯から８歯まで　900点
　　ハ　９歯から11歯まで　1,120点
　　ニ　12歯から14歯まで　1,750点
　２　総義歯（１顎につき）　2,780点
M０２０　鋳造鉤（１個につき）
　１　双子鉤　234点
　２　二腕鉤　216点
M０２１　線鉤（１個につき）
　１　双子鉤　200点
　２　二腕鉤（レストつき）　140点
　３　レストのないもの　120点
M０２１－２　コンビネーション鉤（１個につき）　220点
　注　二腕鉤の維持腕と拮抗腕にそれぞれ鋳造鉤と線鉤を組み合わせて製作した場合に算定する。